

平成28年度第11回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年3月14日(火)午後1時30分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成29年3月14日午後1時30分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	1番 池本 重徳	3番 坂上 康男
5番 上野 峰廣	7番 城戸 政治	8番 池上 俊一
9番 長谷川 泉	10番 濱口 剛	11番 土山 秋吉
12番 徳山 正博	13番 馬場 廣幸	14番 増岡美知子
15番 濱崎 伸二	16番 松野 智子	

5. 欠席委員は次のとおりである。

4番 宮野 秀一	6番 濱村 隆喜
----------	----------

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

7. 提 出 議 題

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

報告第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第41号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

事務局
濱北会長

それでは皆様、御起立願います。礼。着席。

一言申し上げます。昼からの定例会ちゅうことでございます。午前中、中学校の卒業式に出られた方は大変お疲れさまでございました。

3月は年度末、一番忙しい時期ではなかろうかと思えます。区長さんをされている方が何人かおられますが、1年でもこの時期が一番大変だろうと思えます。

日ごと、天気が春めいてまいりましたが、あと2週間、3週間で花見の一番の見ごろになるんじゃないかならうかと思えます。花見の計画でも立てて、元気を出して頑張っていきたいと思えます。

今日は第11回の長洲町農業委員会定例会でございます。どうぞよろしく願います。

本日の提出議案は、報告第18号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第41号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

本日の議事録署名人は、11番土山委員、12番徳山委員です。よろしく願います。

それでは早速、議事に入ります。

報告第18号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、報告第18号でございます。農地法第18条第6項の規定による合意解約届について、次のとおり報告をいたします。

受付番号52番でございます。賃貸人は玉名市の方、賃借人の方も同じく玉名市の方でございます。所在といたしましては、折崎向田56番地。地目、台帳、現況ともに田。地積が197㎡でございます。

申請理由といたしましては、合意解約。賃貸人の自作のためとなっております。

合意解約の設立日でございますが、平成29年2月1日となっております。

続きまして、受付番号53番でございます。賃貸人が腹赤区の方、賃借人も同じく腹赤区の方でございます。こちらの所在でございますが、3筆でございます。腹赤部反田78番。台帳、現況ともに田。地積が346㎡でございます。次に、同じく腹赤の大辻1034番、台帳、現況ともに田。地積が848㎡でございます。最後に、同じく腹赤五反田577番、台帳、現況ともに田でございます。地積が1,196㎡となっております。合意解約です。所有権移転のためとなっております。合意解約成立日が平成29年2月7日となっております。

以上で御説明のほう終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より受付番号52番、53番の説明がございました。この件について何か質問等はございませんか。

1番、どうぞ。

池本委員	52番のほう、面積が197㎡、狭い水田ですけれども、それを玉名からわざわざ耕作に来るといっても何か不自然な感じですけど。
事務局	玉名市の岱明の方でございますので、距離的にはそう遠くはないと思います。岱明の三崎です。ほかにもたしかまだ何筆か借りてらしたんですよ。そのうち1筆だけを返させたような形になります。多分あと二、三筆あったと思います。その中の1筆を返させたような感じです。
濱北会長	ほかにございませんか。
	ありません の声有
濱北会長	ありませんという声がありました。なければ、原案どおり承認することとしてよろしゅうございませんか。
	異議なし の声有
濱北会長	ありがとうございます。原案どおり承認いたします。
	次に進みます。めくって2ページです。次に進みます。
	池本委員 退室
事務局	議案第38号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をしてください。
	議案第38号でございます。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。
	受付番号11番でございます。譲渡人が腹赤区の方、譲受人も腹赤区の方でございます。所在地でございますが、先ほど出てきました腹赤の字部反田78番。台帳、現況ともに田。地積が346㎡でございます。
	もう一筆のほうが、腹赤字大辻1034番。こちらもほうも台帳、現況ともに田でございます。地積は848㎡となっております。
	全部利用の要件でございますが、現在申請者は経営面積7万6,835㎡を経営されており、家族4人で農業に従事をされております。水稻、麦の作付をされております。今回の申請地については、これまで借用し、作付を行ってこられましたので、今後も全て農地は耕作するということでございました。
	農作業の常時従事要件でございますけれども、現在、譲受人は60年以上の農作業の経験があり、また取得後も従事するということでございましたので、問題はないかと思われませう。
	農機具の所有状況でございますが、トラクターを3台、田植え機1台、コンバイン1台、軽トラック2台を所有され、経営をされておりますので、農作業には支障はないということでございます。
	通作距離でございますが、自宅より500メートル程度でございますので、問題はないかと思われませう。
	下限面積でございますが、取得後の面積は7万8,029㎡となりますので、面積状況は適合しております。
	地域との調和要件と地域との役割分担でございますが、地域での活動には参加するという事です。
	周囲の営農条件でございますが、申請地はこれまで譲受人が借用し、耕作を

行っておりますので、今後も耕作を行うということで、周辺農地への影響はないと思われま

す。

濱北会長

以上で説明を終わります。

ありがとうございました

徳山委員

ここで、12番の徳山委員に補足説明をお願いいたします。
12番の徳山です。先ほどの賃借のところでありました2申請地は、五反田のほうから、場所は4ページと5ページにJ A長洲総合支所から北のほうへ、小学校を過ぎまして中学校の手前を右折すると腹赤のここに着きます。先月もその近くにありまして、納骨堂の近くですね。その納骨堂から若干こっちのほうを向いていただくと、斜めに左の高台の田であります。現在も麦を耕作されて、しっかり管理してあります。何ら問題ないと思います。周りでも麦を耕作されているようです。

次に、大辻のほうです。こちらもJ A長洲支所から県道を東に、岱明のほうに約50メートル行きました左側、ここに借家が6軒ほどあります、ちょうど北側になります。その場所の田であります。こちらについても、現在麦を耕作されて、しっかり管理されております。周囲にも耕作者の農地がありまして、好都合かなと思います。その社宅の間に2メートルぐらいの幅の用水路がありますので、何ら借家にも影響はないと思われま

す。

濱北会長

以上です。

ありがとうございました。
事務局のほうに言うておきますけれど、この書き方です。ページの間違いが。上から順番に行くとか、下のほうの大辻のほう

事務局

が4ページ、5ページになっているんですよ、図面と記載を合わせてください。

濱北会長

失礼いたしました。

坂上委員

今、説明が終わりましたが、この件につきまして、何か意見ございませんか。

事務局

あと1枚あるとですか。3筆目は？

濱北会長

3筆目は一番最後です。

濱北会長

御意見ないですか。

濱北会長

ありません の声有

濱北会長

なければ賛成の挙手を求めます。

濱北会長

賛成者挙手

ありがとうございました。全員賛成で、原案どおり決定いたします。

事務局

池本委員 入室

次に、受付番号12番の説明をしてください。
受付番号12番でございます。譲渡人が千葉県佐倉市の方、譲受人が折地区の方です。所在地といたしましては、四筆でございます。上のほうから、折崎字合ノ原779番の1。台帳、現況ともに田。621㎡でございます。次に、同じく折崎字小柳962番。台帳、現況ともに田。653㎡です。次に、折崎字大辻1176番の1。台帳、現況ともに田。685㎡でございます。最後に、折崎字前田1615番の1。

台帳、現況ともに畑となっております。こちらのほうが265㎡です。

全部効率利用要件でございますが、現在申請者は経営面積7,692㎡を営農されており、米、野菜を作付されております。今回の申請地については、これまで借用し、作付を行ってこられましたので、今後も全て農地は耕作するというものでございました。

農作業の常時従事要件でございます。現在、譲受人は15年以上の農作業の経験がございます。また、取得後も従事するというものでありますので、問題はないかと思われま。

農機具の所有状況でございます。トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有され経営されておられますので、農作業には支障はないと思われま。

通作距離でございますが、自宅より車で10分程度でございます、問題はないかと思われま。

下限面積の要件でございます。取得後の面積が7,957㎡となりますので、面積状況は適合しております。

地域との調和要件でございますが、所有する田畑に隣接する農道の除草、水路の掃除、雑木の伐採、農地区役への協力を行っていくということでございました。

周知との営農条件でございます。農協等の指導に基づき農薬の散布等を行い、ほかの農地への支障がないようにされるということでございました。

以上で説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。ここで3番の坂上委員に補足説明をお願いします。

12ページをあけてください。これは折地の真ん中の四つ角です。上にお宮があります。今後は譲受人が管理的にはできるだろうと思いま。

それと14ページをあけてください。14ページが、折地踏切と通常いいますけれど、ずっと折地のほうへ行ったところに小さな川が流れています。その3枚目です。そこも田をつくって、きれいに管理されていま。

それと8ページ、9ページに図がありますけれど、9ページは区画整理以外のところですので、道も曲がりくねってあります。東のほうは竹藪になっていますが、譲受人が田をつくって管理されていま。

それと10ページ、折地から赤崎に渡るところ、それが今、道路が高くなって、その鹿児島本線の角にあります。ここも譲受人がサトイモをつくったり、去年は田をつくったですね。そのようなことで活用されていまるので、別に問題ないと思いまるので、審議よろしくお願いいたしま。

ありがとうございました。ただいま受付番号12番について補足説明、それから事務局の説明が終わりました。この件について、何か質問等はございませんか。この人はな、少しばってんな、米もつくっとらすばってんが、もち米も毎年つくられます。御意見ないですか。

ありません の声有

ほかになければ、賛成の挙手をお願いします。

濱北会長
坂上委員

濱北会長

濱北会長

濱北会長

賛成者挙手

全員賛成、ありがとうございました。原案どおり決定いたします。

事務局

次に進みます。16ページです。次に、議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、次のとおり提出をいたします。受付番号5番でございます。申請人の住所でございますが、梅田区の方でございます。申請物件の所在でございますが、梅田字辻居屋敷、地番は409番でございます。地目にいたしましては、台帳、現況ともに田。地積は267㎡でございます。申請理由といたしましては賃貸の住宅でございます。施設面積は70.22㎡でございます。

農地区分でございますけれども、都市計画法に定められている用途地域でございますので、第3種農地として判断をしております。

資力及び信用力でございますが、金融機関から残高証明が添付され、事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性でございますけれども、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年4月1日に着工予定とされる計画でございます。遅滞なく事業に供することが見込まれるものでございます。

計画面積の妥当性でございますが、申請地に賃貸住宅1棟70.22㎡及び駐車場2台分を建設する予定となっております、妥当な面積と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、造成中、農業等へ一切迷惑をかけないということでございました。完成後においても、農地への被害等があった際には早急に対応されるということでございます。

その他、特記事項でございますけれども、雨水に関しましては西側の水路へ、生活雑排水や汚水に関しては公共下水道を利用するというところでございました。

以上で説明を終わります。

濱北会長
土山委員

ありがとうございました。11番の土山委員に補足説明をお願いします。

11番の土山です。まず、18ページに大体の所在地が書いてあります。ここは梅田区内で目印がないから、ちょっと22ページを開いてもらっていいですか。22ページの上のほう、ここに清里小学校があります。これの左下の道路をずっと行きます。18ページに戻って、右下のほうに梅田の菅原神社、それから梅田公民館があります。この道をずっと上に見ていきますと四つ角になります。四つ角を右に四、五十メートルぐらい行ったところの左が申請地ですね。

2メートルぐらい高い地形です。そのまま家が建てられる状態です。

それから、この左のほうに6軒ほど借家があります。こっちは四、五メートルぐらい、崖になっとですね。しかし、借家建てるのに全然問題はありませぬ。

一応審査のほど、よろしくをお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。梅田ん中は、わからんとはわからんですもんね。

ただいま補足説明が終わりました。この件につきまして、何か御意見等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長 ありがとうございます。なしという声でございますので、なければ賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成で、原案どおり決定をいたします。

次に、受付番号6番の説明をしてください。

事務局 受付番号6番でございます。申請人の住所でございますが、新山区の方でございます。所在につきましては、長洲字新山、地番が868番の9でございます。地目が台帳では畑、現況では宅地となっております。地積が17㎡でございます。申請理由といたしましては、物置でございます。施設面積が5㎡です。こちらの農地区分に関しましては、都市計画法に定められている用途地域でございますので、第3種農地として判断しております。

こちらのほうですが、申請要件については、もう既に事業が完了している追認案件となっております。始末書が添付されております。申請案件は、自宅の端に既に物置を設置されておりますので、既に事業が完成しているということでございます。

資力及び信用力、用途の遅滞性等はありません。また、自宅の敷地内でございますので、現状のまま利用されるということでございます。

耕作への影響の心配はありません。周辺地への被害はないと思われませぬ。転用の妨げとなる方もおられませぬ。

以上で説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございました。地元委員で15番、濱崎委員に補足説明をお願いします。

濱崎委員 15番、濱崎です。場所は、長洲中の近くの踏切から少し南のほうに下ったところで、以前セブンイレブンがあったところになります。もう既に庭の一部となっております。周りにも田畑はありません。何も問題ないと思います。お願いします。

濱北会長 ありがとうございました。この件につきまして、何か御意見ございませんか。

池本委員 位置図の件でよかですか。ここは鹿児島本線の敷地の中に868-46とか、849-2とかあって、こら、線路の中にやっぱもとの図面のあつとですかね。868-5が、大体これは線路敷じゃろう。その中に斜めに868-46とか869-2とか、どがんなつとつとかな。

事務局 前が公衆用道路がそのまま、そうですね。公衆用道路が残っていますね。分筆でですね。字図の境界線上は残っているんだと思います。

濱北会長 ほかにありませんか。

ありません の声有

濱北会長 なければ、賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長	<p>全員賛成、ありがとうございました。受付番号6番については、原案どおり決定をいたします。</p> <p>次に、受付番号7番の説明をしてください。</p>
事務局	<p>受付番号7番でございます。申請人の住所でございますが、お一人の方は駒通区の方、もう一人は建浜区の方でございます。こちらのほう、所在地が高浜字土井辻でございます。地番が1110番の3。台帳は畑、現況は道路、通路となっております。地積でございますが131㎡で、申請理由といたしましては通路でございます。施設面積でございますが、131㎡となっております。こちらの農地区分といたしましては、都市計画法に定められた用地地域内でございます、第3種農地として判断しております。</p> <p>こちらもさっきと同じで、申請案件については、既に事業が完了している追認案件となります。始末書が添付されております。申請案件は、現在、通路として使用されております。以前は、隣接する農地を分筆し、農地転用を行い、住宅の建設をした際に通路部分の転用は行っていない状態だったとのことでした。</p> <p>今回、申請になっており、事業は完了しているため、資力及び信用力、用途の遅滞性等はございません。また、今後は現状のまま利用されるため、耕作への影響はないと思っております。周辺地の被害もないと思われます。</p> <p>あと、転用の行為の妨げとなる権利を有する者はございません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。地区担当で、11番、土山委員にまた補足説明をお願いします。</p>
土山委員	<p>11番の土山です。22ページをあけてもらっていいですか。</p> <p>場所は、清里小学校をずっと南に下れば大きい道路があります。これは、主要地方道荒尾長洲線になっています。それをずっと右のほうに行きますと、二宮さんを通り、208号の野原のほうに行きますね。これを左に行けば、ずっと長洲港に行きます。場所は、これの右のちょっと下のほうに信号機がありますね。西のほうにずっと行ったぐらいのところから入っている道路です。</p> <p>実際は、道路といってもバラスを敷いて、もう20年ぐらい前にできとつとやろうと思うばってんですね。よく建築許可がおりたなと思っております。手前は農道のままになっとただらうけです。</p> <p>ということで、もう実際ずっとこの道路として使用中です。</p> <p>審査のほど、お願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま補足説明が終わりました。この件につきまして、何か質問等はございませんか。</p> <p>ありません の声有</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。なければ、賛成の挙手をお願いします。</p> <p>賛成者挙手</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。全員賛成で、受付番号7番について、原案どおり</p>

決定いたします。

次に進みます。24ページです。議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第40号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号35番でございます。譲受人の方が清源寺区の方、譲渡人も清源寺区の方でございます。所在地につきましては、腹赤字下北口、地番が225番でございます。地目は、台帳が田、現況は雑種地となっております。地積が271㎡。申請理由といたしましては、駐車場と物置用地となっております。農地区分でございますが、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地でございますので、第2種農地として判断しております。

資力及び信用力でございますが、金融機関のローン承認通知が添付されており、事業費を超過しているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性では、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年4月15日より着工予定とされている計画でございます。遅滞なく事業に供することが見込まれるものでございます。

計画面積の妥当性でございますが、申請地に仕事で使用する4トントラックの駐車場と物置を設置するというので、妥当な面積と判断しております。なお、隣接地に個人住宅を建設されております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、申請地は現状のままトラックの駐車場及び物置用地として利用できるため、造成による土砂流出はないということでございました。

その他、特記事項でございますけれども、雨水等については、現状のままの利用のため、新たな排水はないとのことでございますし、申請地に盛土して整地したことに対する始末書が添付されております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。地区担当委員の1番、池本委員に補足説明をお願いします。

池本委員

補足説明します。

場所は腹栄中学校の西のほうになります。塩屋のJR鹿児島本線の陸橋というか、トンネルというか、下をくぐっているあの道路に出て行って、宮崎川まで行って、それから東のほうへ参ります。そうしてハウスの間を通り抜けて300メートルぐらいのところ、場所は。

27ページの位置図に詳細書いてありますけれども、226番というところに、既に譲受人の自宅が建っております。で、226と225は地主が一緒だったということで、譲受人がここを購入して有効利用しなければ、ここは道路もなく、やがて耕作放棄地になります。そういったことで、駐車場にでも使ってもらえれ

ば、逆に助かるんじゃないかなと、私は判断しております。
よろしく御審議お願いします。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま受付番号36番について、事務局の説明と補足説明が終わりました。この件について、何か質問等はないですか。

池本委員 事務局長 この223と224は、これは地主は一緒かね。
違えます。

池本委員 事務局 違う？

池本委員 事務局 はい。

池本委員 濱北会長 ほんじゃ、これまた224もこらまた真ん中だもんね。
道路、なかつたいな、こらな。ここの221とか223、これ、一緒じゃなかですか、持ち主は。

事務局 223の枝は一緒です。道路沿いの223の1と3は一緒です。

池本委員 事務局 くら、3に家ば建てやけ、分筆して建てたと。そら、わかるけれども。
224はまた別です。

池本委員 事務局 221も別？

池本委員 事務局 221も別。

池本委員 事務局 220も？

池本委員 事務局 220も別です。

池本委員 事務局 ただ、この手前に道はないですか、この221 2とか220 2とか。
下にあるよ。220は、南側に道路はあるけれど、224には行かれんと何かつくってなかったですか。

池本委員 濱北会長 つくってはなか。ただ、草ば、年に1回だけ引きよらす。
管理だけたい、なら。35番について、何か御意見ほかにないですか。
ありません の声有

濱北会長 なければ、賛成の挙手をお願いします。
賛成者挙手

濱北会長 全員賛成です。ありがとうございます。受付番号35番について、原案どおり決定をいたします。
次に、受付番号36番の説明をしてください。

事務局 受付番号36番でございます。
譲受人が梅田区の方、譲渡人が荒尾市の方でございます。所在地につきましては、長洲字内牟田、地番が375番。地目でございます。台帳が田、現況は雑種地でございます。地積は546㎡でございます。申請理由といたしましては、賃貸の住宅でございます。施設面積140.44㎡となっております。こちらの農地区分でございますが、土地計画法に定められている用途地域内でございます。第3種農地として判断しております。
資力及び信用力でございます。金融機関の残高証明が添付されており、事業費を超過しているため適当と判断しております。
申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性でございますけれども、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年4月1日より着工予定

とする計画でございます。遅滞なく事業に供することが見込まれるものでございます。

計画面積の妥当性でございます。申請地に賃貸の住宅2棟を建設予定ということで、妥当な面積と判断しております。転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、申請地の周囲はほぼ住宅地でございます。造成に伴う農業等への影響はないと思います。また、被害等があった場合には、早急に対応するというところでございました。

その他の特記事項でございますが、雨水に関しましては水路へ排水を、生活用水、汚水に関しましては、公共下水道を利用するというところでございました。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ここで地区担当の15番の濱崎委員に補足説明をお願いします。

濱崎委員

15番、濱崎です。場所は、マルエイ新長洲店をもう少し東に行ったところになります。この場所は、ずっと売地になっていたところで、隣にも住宅が建っておりまして、何ら問題はないかと思えます。審議をお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま説明と補足説明が終わりました。何か質問等はないですか。

池本委員

ばってん、2軒建つげな、南側の道路から入っていくとが、道路に人が通るのならば、幅が狭くなるよな。手前の家はな。4メートルとるなら、あと6メートルになる。

事務局

基本的には6メートル程度ですね。

濱北会長

ほかにないですか。

濱北会長

ありません の声有

なければ、賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成。ありがとうございます。全員賛成で原案どおり決定をいたします。次に、進みます。30ページです。

最後になります。議案第41号、農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局

議案第41号でございます。農用地利用集積計画(案)が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めるものでございます。

31ページをごらんください。今回申請をされたのが左側です。去年の期間のものと所有権移転の分がございます。田でございます。1,634㎡と所有権移転の分が1,196㎡でございます。

次のページをごらんください。32ページ目に書いてございます。1筆だけ、賃貸借の分がございます。こちら、5年でございます。新規で1,634㎡でございます。

33ページに内容がございます。

次のページをごらんください。34ページ、こちらに所有権移転のほうを書いてございます。こちらも1筆でございます。先ほどの報告第18号の受付番号53番の分でございます。田で1,196㎡となっております。

以上で簡単ではございますが説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま説明が終わりました。この件について、何か質疑等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、その他に進みます。いいですか。

異議なし の声有

濱北会長

その他は、何かございませんか。

池本委員

農業委員会の行事計画をここにいただきましたけれども、農地利用状況調査が今度は6月から8月となっております。6月になって忙しか、8月はもう暑うして蜂どん刺されるとでけん。何かもうちょっと寒い……、調査結果報告が9月になつとるごとあるけん、せんなんならん。どうせんなんならば、4月ごろしたが大よかぢやなかですか。でけんとかね。そら、まずかですかね。6月は忙しいですけん。6月は田植えせんばで忙しか。8月はそれから暑うして、もう何もでけんですよ。

事務局

済みません、これはちょっと今からお話する予定だったんですけど、まず、一応先ほどの調査の前に、これが来年の定例会なり、今まで皆様がお世話になってきた農協の農地相談会とか、1月に書いている年金の活動とか、一応来年の予定案ですので、参考にお渡ししておきます。多少、これから変わることはあるかと思しますので、そのとき、随時ご連絡していきます。

先ほどありました利用状況調査なんですけれども、今年が8月から10月に行っておりました。なぜ早くなったかといいますと、利用状況調査の後の意向調査票、A分類とか、今後どうされますかというあの調査につきましては、年内、11月末までに発送することと決められています。で、11月にそれをするためには、一応8月とか9月に終わっていなければ、今度その先ができないということなんですよ。なので、一応6月から、ちょっと暑いですが8月で、今のところ、予定させてもらっております。

確かに4月ぐらいからのほうがいいんですけども、ちょっと考えているのが、今までの定例会でもちょっとお話ししましたとおり、4月になると、今度農林水産課のほうで水田台帳に載っている田、公民館とかを回って今年何をつくるか、あれが4月いっぱいで行われます。あれと土地の利用状況調査の整合性が少しでもとれれば、皆様に見ていただくところは、ほんとうに申しわけないのですが、大変な場所になるんですけども、1年間のうちに誰かが何かをつくるきれいな場所は少し省けるんじゃないかなと。米、麦、自家野菜。なので、突き合せとかでその整合性がもしとれれば、大体6月ぐらいかなと思っております。

なので、できるだけ早く準備をして、早くお渡しをして、見られる時間には余裕を持ちたいと思っておりますので、大変お忙しい時期、雨の時期、暑くな

池本委員
事務局

池本委員
事務局

濱北会長
事務局

る時期ではありますけれども、御協力いただきたいと思います。

希望としては、やっぱり5月20日ぐらいまでにはせんといかん。

そう思っています。ほんとうですね。

そんぐらいまでにしとかんと。5月、麦刈りがあるうが。

なるべく早く準備をして、早くお渡しして、長い時間、少しずつ、少しずつできる形で御迷惑をかけないように、来年度はしたいと思っております。

この辺の調査はよそはどがんしとると？

大体10月末とかまでには終わるように。もちろんこんな形です。夏とかにどこでもやっています。済みません、なるべく早いうちと、時間の余裕が持てるようにと思っております。

あと、この中では、ずっとお話ししています、中段ぐらい、10月31日に次の新委員で、臨時会が必ずあります。この日に決定です。

さっきのこの臨時定例会に含めまして、改選についてちょっとお話をさせていただきます。

先週の議会のほうで、この前の定例会でお話ししました条例 定数条例、報酬条例 に可決をいただいております。よって、次期、この10月31日以降の農業委員につきましては定数10名、農地利用最適化推進委員については8名になります。なので、次回からは二つ合わせまして18名が長洲町農業委員会の組織となります。

これから募集とか選考とかいろいろな規程とかをつくっていくことにはなるのですけれども、その中で皆さんにちょっとご相談が一つあります。

まず、勉強会とかでもお話をしておりましたとおり、農業委員につきましては、今、皆様には担当地区という形で、お住まいの行政区に近いところで、先ほどの議案で上がってきたときに地元委員という形で御説明をいただいておりますが、次の農業委員につきましては、一応担当地区はありません。町内全域を管轄することになります。これが10名です。

農地利用最適化推進委員につきましては、勉強会でずっとお話ししておりますとおり、8人が農業委員会が決めた地区の担当になります。

まず、地区割りなんですけれども、いろいろな考え方があると思います。8人なので、例えば大字単位、長洲町の大字長洲とか大字宮野とか、大体これが9あります。あとは、例えば小学校区単位。唯一できないのが、担当地区が町内一円、これだけはだめです。必ず地区を定める必要があります。そして、担当地区を決めたとき、推進委員の募集をするときは、推進委員は担当地区を希望して応募していただくことになります。農業委員さんでこの推進委員さんにこの地区をお願いしますということではないんです。応募するときに、あらかじめ、例えば私はここの地区を希望しますという形をとることになります。なので、話が戻りますが、地区を決める必要があります。

今、事務局のほうでは、六栄地区と腹赤地区、長洲清里地区の三つとっております。この三つがいいのか、それとも先ほど言ったように大字ぐらいで1人ずつに切るのか、長洲と清里は分けるのかとか、いろいろあると思います。

次に、その地区に対して何人の定員にするかです。皆様の地域の農地の面積
なりがありますので、ほんとうは100ヘクタール当たり1人というのがありま
すので、こういうところを勘案しながら計算していくところではあるんですけ
れども、今、事務局で思っているのが、今、ここにおられる農業委員さんの担
当地区の割振りでは、六栄校区が6名、腹赤校区が6名、清里校区が2名、長
洲校区が2名、担当という形でおられます。農業委員10人につきましては、一
応担当地区というのはございません。先ほど述べました地区の案といたしまし
て、六栄地区は一番農地も多く広いので3名、腹赤地区と長洲清里地区になり
ますが、腹赤地区2名もしくは3名、長洲地区がもしかしたら2名か3名と思
ってはいるところです。

池本委員

先ほどの農地の面積とか、活動しやすさ、幅広いとか、狭いとかあると思
うんですけれども、何か皆様のほうから意見をいただけたらと思っております。

腹赤の件には、大字から1名ずつでよかつじゃなか？清源寺1名、上沖洲1
名、腹赤1名、大字は三つやろう？六栄、折崎、宮野、永塩、ちょっと宮野が
広が過ぎるかな。

増岡委員

宮野は広いですよ。

池本委員

宮野は広がっちゃが、大字でいったら、ちょうど1、1、1やん。それ、8
人なら、清里1、長洲1でちょうどいい。大字割りでいければ、そんならいぐ
らいがよかごとあるな。

増岡委員

宮野の人が大変。

池本委員

ただ、面積からいうならば広がってんが、今度は青地だけで言うなら宮野
もそがん多うはなかるう、青地だけで言うならな。青地だけで言うけな、白地
の多いけんが、そがんなかばってんが、農業委員な、全部見らないかんけんが、
宮野は面積が広がよな。800ヘクタールじゃろう、大体。

事務局

大体800ヘクタールです。

池本委員

その中で、結局そがん大字割りした場合、どしこぐらいになるか調査しとん
ね。

事務局

済みません、今、ここに持ってきていないです。

池本委員

そがんとは出す前に調べとかな。そがんとは頭ん中にぴんと入れとかないと。

濱北会長

何か皆さんでよか案ば、出してください。案ですから。

事務局

多分、行政区というか大字の話をして、今、皆様は、地区的には大字地区の
担当を持っておられると思いますけれども、次からは多分もう表向きの大字地
区の担当は設けられないです。先ほどの案でいって、六栄校区とか長洲清里校
区、腹赤地区とかなった場合は、そこ一体になりますので、皆さんはそこを見
ていただくような形になります。

もちろんずっとお話をしておりますとおり、農業委員と最適化推進委員さん
は一緒でありますので、農業委員さんは全地区を見ますけれども、どのような
形で推薦とか応募があるかわかりませんけれども、ある程度の目安的な割り方
をして、この校区の活動を行っていただきたいと思っております。

六栄地区3名かなとは思っております。そこは面積当たりをちょっと調べな

がら、次回の定例会とかでまたお示しをします。

一応今後のスケジュールなんですけれども、ゴールデンウィークが明けたら募集を開始しようと思っております。時期的にですね。ゴールからいうと、今度9月の定例会が議会での任命同意の案件になります。ということは、遅くとも7月末には、選考というとおかしいですけど、任命案件を決定しておく必要があります。決定するまでに、例えば何人応募してきて、何人多い、少ない、認定農家は6人に足りるのか足りないのかどうなのかはわかりませんが、いろいろな評価選考等に1カ月ぐらい見るとすると、やはり6月中旬ぐらいにはもう募集が終わっているような状況になります。

その募集については、おおむね1カ月間を行うこととなっておりますので、となると5月中旬。なので、5月のゴールデンウィーク明けぐらいに募集をかける。

そうなった場合、もちろん5月1日に配られる「広報ながす」にその募集の案内を載せるという形になります。それを載せるためには、それまでにこういう形で人数、募集の要綱、広報の案、ホームページの案、申込書の案、もちろん皆さんの御意見を伺いたいと思っておりますので、間に合えば4月の定例会に案を出して、お忙しい中、申しわけないんですけども、4月末にもしかすると済みません、今度の募集の最終意向という形で臨時会を開催したいなと思っております。

こういったところが、10月31日の臨時定例会を迎えるまでのスケジュールの今の予定の案です。

濱北会長

応募はするんですけど、応募するもんと地区の推薦委員ちゅうか、区長さんが推薦するか、誰がするかはわかりませんが、定数はもう決まっとつとやけん。農業委員は10人ちゅうて。その中の6人は認定農業者ば入れなさいと決まっとるけん。で、そのときの話がどがんなるかなと思うとるわけです。

事務局

済みません、ちょっと説明というか、言い方が悪かったんですけど、皆さんにお伺いしたいのは、結局面積とかいろいろなことがあって、人数がころっと変わりますので、そういう割り振り。1回地区の人数とか決めてしまえば、それはまた動かすことがなかなか難しいので、地元のことをご存じの皆様、今後するために、次の農業委員、最適化推進委員が活動するために人数割り振りなり、いろいろなのがどうかなというのが一つです。

それと、皆様にいろいろ御説明するのは、次からは確かに長洲町内から、というか推薦応募なので町外でも問題ないんですけども、農業委員会としてできることは、先ほど意見を求めましたように、駐在員会とか農協さん、土地改良区さん、ほか認定農業者協議会なり、いろいろな団体あると思うんですけど、そういうところには一応推薦を働きかけなさいということにはなっています。もちろん私たち事務局もいろいろなところをお願いに行く予定です。もちろん推薦してもらったからといって、必ずその人が当確ということじゃないんですけども、推薦のお願いには行こうと思っております。

その中で、現職の農業委員の皆様には何かお尋ねがあるかもしれないし、いろ

濱北会長

いる地区のこともあるかと思いますが、そういうところで少しご相談いただければと思っています。

ただ、募集はせなんわけですよ、1カ月間は。募集ばして、手挙げてくる人がおるかおらんかは別として、募集はせんとでけんもんですから、その辺がです。推薦人ばかり上げてしよったっちゃ、応募人。よその地区でもこういう例があつとですよ。推薦人と応募した人とどっちが有利かと。どっちを優先すつとかという話も聞きました。それは確かに難しかですもんね。自分から手を挙げてきた人は、確かにやる気があってなってくるだろうと思うとですよ。「あんた、なってくれんかな」といって推薦したっちゃたい、どっちが有利かなって思うとです。

だから、応募はしゃんむりせなんわけですから。またいろいろ、聞きたいことがあるときは、また相談します。

事務局

いろいろ規則とかを決める場合には、農業委員さんたちの議決じゃないですけど、ありますので、よろしくをお願いします。

濱北会長

そのときは、相談をしますからよろしくをお願いします。

何かほかに。

池本委員

研修会に行ってきました。研修会の資料内容ば見てみつと、結局3条、4条、5条の審議をするような農業委員ちゅうたら、結局、農業委員全体の仕事の4分の1もなかつですよ。たら、長洲の農業委員、何ばしようかという、それがほとんど主なんですよ。その辺がもう少し……。私はいつも言うばつてんが、事務局長、何か変えたいとか、こういうことをやってもらいたいとか、そういう事務局長としての腹案はありますか。私はいつもそう言うごとあるけん。3条、4条、5条ばつかで、仕事するごつなかつです。

事務局

一応今のところ、これが一番のメインの仕事になっておりますので、いろいろな分をほかの農業委員会とかでも話を聞きます。そういう部分を聞いて、やはりいろいろなことをしていかなきゃいけないと思っておりますけれども、今、事務局が一人で回しているような状況ですので、その部分に関しましては、少し……。ここにもう年度末が来ておりますので、4月以降、どう変わるかわかりませんが、来年度、少しずつ変えていこうかなと思っています。

ちょっとどういうふうに変えていいかは、人がまだ誰が来るか、異動のあれがわかりませんが、もしかしたら農業委員会も増えるかもしれせんけれども、ちょっと難しいかもしれせんので、そこはちょっとまだ。

池本委員

今、事務局長は、人が一人でやるけんと言うばつてん、じゃあ、よその農業委員会事務局の人、こがんで3条、4条、5条申請の件数と合わせて、バランス見て、近かところと比較して、どういう位置にあるか調べとつですか。どういう位置にあるか。いわゆる農業委員会の事務局が、長洲だけが一人でしとる。よそに行ったら5人もおつたけんがたまがらした人も、またがらした人もおらしたばつてんが、そういったことが、じゃあ、南関とか和水とか玉東とか、同じ農村部がありますよね。そういうところの農業委員の事務局は何人おつとですか。一人ずつですか。

事務局
池本委員

いいえ、うちだけです。あとは、兼務もいます。

そうやる。ほいけんが、そんならおかしな感じがしませんか？

だから、一人だから仕事がでけんちゅうなら、やっぱり事務局長の怠慢よ、そら。町長部局に要請してでもする。ほで、ただ報告事項だけの仕事じゃなくて、やっぱり前向きな農業委員会としての取り組みせな。

ほして、今の時期になって言うとは、新しか制度になって新しか法ですったいと言うばってん、今、そういったことば、しっかりした軌道ばつくっとかんげな、新しいなってからでけんし、動きやせて。今度また新しいなって、全然また動かんよ。

事務局

1個だけ、済みません。今、職員が135名なんですよ。玉名管内では一番少なかほうなんですよ。玉東とかでいくと、まだ少ないですよ。ただ、人口割りからすっと少なかです。大体1%が職員といわれますので、1万6,000人おられますんで、160人ぐらいおらんと、大体でけんとばってんですね。それが、ほかの類似団体といわれるところと比較して、うちはやっぱり少ないですよ。やっぱりいろいろなそういうところで下水道の赤字を職員のあれで補填して返していったというのもございます。

そういうのもあって、今年はたまたま7人採用があるんですよ。ただ、5人やめらすとですよ。で、5人やめらして、2人プラスですので、その2人のとり合いになるんですけれども、全体の仕事量とかを考えるとうちも欲しいということで手は挙げています。農業委員会のほうにも1人くださいというお話をしていますけれども、なかなかそこまで、私の力がないものですから、もらえるかどうかわかりません。

ただ、言われるとおり、仕事はやはり大きくなっています。今まで農政のほうでやっていた仕事がだんだん農業委員会のほうにも流れていますので、それは町長には言っております。ただ、なかなか人員の配置が難しい分もあります。

要望はしていきますし、池本委員が言われるのもわかります。何かこれということで決めて取りかからないと、何でもかんでもはできませんので、一つでもできればいいなと思いますので、木原も事務局でありますので、木原と一緒に考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

池本委員

今、135名と言われたけれど、臨時はどれくらいおるとですか。臨時も合わせて？

事務局

臨時は70くらいおるです。保育園がおるけんですね。

池本委員

結局、そすと、臨時も仕事をすっとやけんな、ほんと1%以上超えとっじゃなかという。

事務局

臨時ば入ると、ほかのところはまだ多かですよ。

池本委員

ほかんところも多かなら、ほかんところも多かるうて、そっで言わんなら。

徳山委員

本庁じゃなくてあれでしょう、福祉のほうでしょう。

事務局

そうですね。例えばすこやか館とか。技能職じゃなくて、何といひかな、専門職なんですよ。とか、こっちのほうにいる、学校の特別支援員といひれる支援員とか。うちは多かほうなんですよ、臨時が2人おるといひのはですね。

徳山委員 　　で、町からアンケートが去年あったとですね。農林課と農業委員会と、町長見らしたかどうかしらんけど、今言われた下水道の赤字が解消したなら、正職員ば増やしてくれと書いたんですよ、アンケートに。

事務局 　　そうです、そうです。そのとおりです。

徳山委員 　　減らしてから、忙しかですもん。

事務局 　　前、私が入ったころは180近かったですもんね。それは保育園も入れてばってんですね。保育園もどんどん民営化して行って、だんだん減らしていったというのありますし、あと保育園のほうに10名いらっしやいますので、実質はこっちのほうの行政をやっているのは120名ぐらいでやっています。

池本委員 　　仕事しよったばってん、臨時委員も仕事しよっとやけんな。

増岡委員 　　そうですよね。

池本委員 　　職員ならいけんちゅうなら、臨時ば2人ばかり入れてもらったら、農業委員に。

土山委員 　　農業委員会で今一番問題になつとは、荒廃農地ば増やしたくないと。

事務局 　　そうです。

土山委員 　　ほで、農業新聞あたりによよう出とつとが、農業委員を中心に何十ヘクタール、荒廃農地を解消しましたとかあつとつですたいね。ほで、こっちの私たちのところも、少しの面積ばってん、ちょっと相談のあつときがあつとじゃん。荒れとるばってんとか。ほで、俺がしてやるとも、忙しかけんですね、言われんし、農業委員会ですつたいとも言われんすたい、こっちだつて忙しいけん。ほで、私が言うたさ、結局、シルバーにちょっと頼まんねつとしか言われん状態じゃん、今。

池本委員 　　それで、どこでん、よそん、全国的にはどがんして解消しよつとやろうかなと思つてですね。農業委員会で解消しましたとか言うばってん。

池本委員 　　そけん、長洲町もいつも言うでしようが。そがんと見直しばせれ、地主に通知を出しなさい。ほで、それをどうかしなさいと。そればせんけんね、俺が言いよつたい。ずっと、それ俺、毎回言いよつとよ、それば。で、そういうことをせんとな、通知も出さんければ、迷惑かけとつとて知らんて。それば、黄と青だけしか出さんのかな。いや、赤に出さないかんて。赤に出して、ほして返つてきた。そがんしたら、もう土地は要らんけん、町に寄附すると言わす人のおらすわけたい。税金ばかり払いようから寄附すつとか、ほけん、どかんかしてもらえんじゃかやんて言うてくる。

池本委員 　　そういう、結局人に迷惑かけとつとば知らんわけよ、地主が。そがんとば、やっぱり積極的にやることによって、結局農業委員の活動になるつたいな。ほら、あんた、認定農家ば6人も入れて農業委員しよんなら、自分げん仕事忙しうて。

徳山委員 　　池本さん、1カ所開拓されたですよ。竹やぶを。そういう気持ちを持ってなさるけん。

池本委員 　　もしかしたら、迷惑かけようごと知らんとや。特に、不在地主。長洲町におらんで東京とか何とかおるもんな、迷惑かけとう、知らんわけ。うちやつたら、

そが辺が、迷惑かけとっと知っとるだってん、役場から何も言うてこんけんよかたいち言わすとやけん。で、結局農業委員会から通知出したら何らかの対応とるかもしれんわけ。出さんけん、そっでよかたいになるわけたい。それぼどが。せめてそんなくらいぐらいのことはせないかんとたい。

で、前年度、そればせれて言うところ、郵便代のなかですって言うたろうが、事務局長は。発送するお金のなかで。

上野委員

それは先月も言うたじゃん。全然、仮に東京におってたい、長洲に田んなかどがんなとつか忘れとる。役場から連絡行くな、喜ばすと思うよ。

池本委員

それば通知してやっとな、逆にやっぱり何らかの形で動くと思うよ。

上野委員

出してごらん。

池本委員

やっぱそこら辺からまず始めんな。

いや、3条、4条、5条はな、もうここで審議しよるばってんが、結局事務局がこれは適当と思うて、適正なやつだと思て受け付けとるけん、何も我々が審議する必要もあまりなかわけよ。

徳山委員

農産物の6次化とかいうのは農政課のほうですか、担当は。

事務局

農林水産課です。

徳山委員

ここではなくてね。

事務局

はい、農業委員会じゃないです。

徳山委員

その辺とのタイアップはしよっとですよ。

事務局

そこはいろいろな企業と話しよるばってん、なかなか6次産業って難しいです。いろいろな企業とは話をこうしようです。

徳山委員

米粉のパンば、熊本県もしてるでしょう。

事務局

しよんなつです。

徳山委員

ヨーロッパまで売りに行って。ばってん、付加価値をつけると農業する人も増えてくるかもしれん。

濱北会長

ほかに何か御意見、質問ありませんか。

事務局

ありません の声有

それでは皆さん、起立、礼。

(事務局その他)

1. 農業委員活動記録セットの回収について

閉会(終了 午後14時27分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印